## 霧島市大規模小売店舗の地域貢献活動に関する指針

- 1 地域貢献活動について
  - (1) 地域貢献の目的

大規模小売店舗の設置者(以下「店舗設置者」という。)が、地域社会の一員としての役割を十分認識しその責務を果たすとともに、地域と連携協力して地域の実情に応じた活動を自主的かつ積極的に行うことにより、魅力ある地域づくりの実現に寄与することを目的とする。

- (2) 対象面積
  - ア. 店舗面積が 3,000 ㎡以上の大型小売店舗
  - イ. 既存店舗の増床により、新たに店舗面積が3,000 ㎡以上となる大型小売店舗
- (3) 店舗設置者に求める地域貢献活動 別表のとおり。
- (4) 地域貢献活動を求める際の手法
  - ア. 本市は店舗設置者に、地域貢献活動の理解と協力を求める。
  - イ. 本市と店舗設置者との間で「地域貢献活動協定」を締結する。
  - ウ. 店舗設置者は3に掲げる時期までに「地域貢献活動計画書及び地域貢献活動実績報告書」を提出する。
- 2 地域貢献活動協定について
  - (1)協定の目的

店舗設置者の、企業としての社会的責任を明らかにするとともに、店舗設置者から地域貢献活動に関して積極的かつ主体的な協力を得られるよう協定を締結する。

(2)協定の内容

地域貢献活動の項目は基本的に次のとおりとするが、店舗の業態や特徴などに併せて定める。

- ①地域づくり取組みへの協力
- ②地域産業の活性化
- ③地域雇用の確保
- ④防犯・防災への協力
- ⑤こども、高齢者、障害者等への配慮
- ⑥環境対策の推進
- ⑦交通対策
- ⑧核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策
- ⑨地域貢献活動担当部署等の設置
- 3 地域貢献活動計画書、地域貢献活動実績報告書の提出
  - (1) 提出時期
    - ①市は、新設店については開業までに、既存店については本指針施行日から1年以内に、また計画内容に変更があった場合は速やかに地域貢献活動計画書を提出するよう店舗設置者に求める。
    - ②市は、毎事業年度終了後速やかに地域貢献活動実績報告書を提出するよう店舗設置者に求める。
  - (2) 市による地域貢献活動計画書等の公表 市が受理した地域貢献活動計画書等は、市の広報紙やホームページ上で公表する。
- 4 実施時期

この指針は、平成20年7月1日から施行する。